

意見書案第14号

令和8年6月30日提出

令和8年6月30日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 小曾根 英 明
同 中 里 武

知的障害者等の意欲と尊厳を守る適切な就労環境整備に関する意見書

我が国では、就労支援基盤整備の一つとして、従業員に占める障害者の割合を増やす目的で、1976年に企業への法定雇用率が義務化されていること等を背景に雇用機会の確保が図られ、民間企業においては令和8年7月に2.5%から2.7%に引き上げられることが既に決まっている。

令和7年6月1日現在、民間企業で働く知的障害者等（知的・身体・精神障害者）は、過去最多の70万人を超えている一方で法定雇用率達成企業の割合は46%となっている。

厚生労働省による、いわゆる仲介を目的とした障害者雇用ビジネスに係る実態把握調査によると令和7年10月現在、全国で46業者と令和5年度比2倍となり、利用企業は1,800社以上に上っている。

しかし、いわゆる障害者雇用ビジネス増加の中にあって、一部企業において障害者が出社せずに自宅でパソコン操作などの自己学習を求められるだけなど実質的に仕事を与えられず、不適切な環境に置かれ意欲と尊厳を踏みにじられる事実がある。

障害者の雇用の促進等に関する法律第3条では、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」と明記されている。

本来は、一人の貴重な人材として尊重され、働く意欲を最大限生かすことであるにもかかわらず、障害特性に応じた働き方を雇用企業及び仲介業者が共有することなく置き去りにした際の法的監視体制がないことが大きな課題として浮かび上がっている。

よって、国においては、知的障害者等の意欲と尊厳を守る適切な就労環境整備に向け、法整備を含めた実効性ある取組の強化を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣

前橋市議会議員 近 藤 登